

③ 栄養強調表示（補給できる、含まれる、低い旨等）する場合

例えば「高たんぱく」「食物繊維たっぷり」「塩分控えめ」という表示をしていませんか？これらの表現を記載したい場合は基準が定められており、**分析値**が基準を満たす必要があります。【食品表示基準第7条】

	補給ができる旨の表示			適切な摂取ができる旨の表示		
強調表示	高い旨	含む旨	強化された旨	含まない旨	低い旨	低減された旨
表示例	・ビタミンC たっぷり	・葉酸入り ・鉄含有	・カルシウム2倍 (当社△△比)	・糖類ゼロ ・ノンカロリー	・低脂肪 ・塩分控えめ	・カロリーハーフ (当社△△比)
基準	基準値※1以上であること		・基準値以上の絶対差 ・相対差(25%以上)※2 ・強化された量又は割合 と比較対象商品を表示		基準値※3未満であること	

(※1)食品表示基準別表第12 (※2)相対差はたんぱく質及び食物繊維のみ適用 (※3)食品表示基準別表13

	糖類※4を添加していない旨の表示	ナトリウム塩を添加していない旨の表示
表示例	・糖類無添加 ・砂糖不使用 ・砂糖ゼロ	・食塩無添加 ・塩分無添加
基準	・いかなる糖類も添加していない(ショ糖、ブドウ糖、ハチミツ、コーンシロップ等) ・添加された糖類に代わる原材料又は添加物を使用していない ・酵素分解その他何らかの方法により、糖類の含有量が原材料及び添加物の量を超えない ・糖類の含有量を表示する	・いかなるナトリウム塩も添加していない(塩化ナトリウム、リン酸三ナトリウム等)ただし、食塩以外のナトリウム塩を技術的目的で添加する場合であって、ナトリウムの含有量が食品100g当たり120mg(100ml当たりも同様)以下であるときは、この限りでない ・添加されたナトリウム塩に代わる原材料、複合原材料、又は添加物を使用していない(ウスターソース、ピクルス、ペパローニ、しょう油、塩蔵魚、フィッシュソース等)

- ・食品表示基準を満たしていないにもかかわらず、文字の色や大きさ等によって目立たせた表示をすることは望ましくない。
- ・栄養強調表示の基準を満たしているか否かは販売時に判断するものであるが、販売時に栄養強調表示の基準を満たすものであっても、摂食時に栄養強調表示基準を満たさなくなる食品に強調表示をすることは望ましくない。
- ・高い、低いに言及せずに栄養成分名のみを目立たせて表示するものについては、栄養強調表示の基準は適用されないものであるが、消費者に誤認を与えないような表示をすること。ただし、容器包装に基準別表第9の第1項で定められている栄養成分を表示しようとするときは、栄養成分表示をしなければならない。

④ 栄養成分表示の省略ができる場合

食品関連事業者のうち表示内容に責任を有するものに表示義務があります。具体的には、製造者、加工者、販売者、輸入者のいずれかです。【法第2条第3項】

下記①～⑤に該当する食品にあっては栄養成分表示を省略することができます。【食品表示基準第3条、附則第6条】

- ① 容器包装の表示可能面積がおおむね30cm以下であるもの
- ② 酒類
- ③ 栄養供給源として寄与の程度が小さいもの(コーヒー豆やその抽出物、ハーブやその抽出物、茶葉やその抽出物、スパイス等)
- ④ 極めて短い期間で原材料(その配合割合を含む)が変更されるもの
(日替わり弁当等3日以内に変更されるもの(サイクルメニューを除く))
- ⑤ 小規模事業者が販売するもの
(課税売上高が1,000万円以下又は概ね常時使用する従業員20人以下(商業又はサービス業に属する事業として営む者については5人以下))

※栄養成分表示を省略できる小規模事業者の製造した食品であっても、大手スーパーなど小規模事業者ではないものにおいて、その商品が販売される際には、その食品には栄養成分表示が必要となりますので注意が必要です。

ご不明な点は、保健所健康増進課または県庁保健医療課へお問い合わせください。

岐阜保健所	☎058-380-3004	西濃保健所	☎0584-73-1111	関保健所	☎0575-33-4011
可茂保健所	☎0574-25-3111	東濃保健所	☎0572-23-1111	恵那保健所	☎0573-26-1111
飛騨保健所	☎0577-33-1111	県庁保健医療課	☎058-272-1111	岐阜市保健所	☎058-252-7194